

## 佐久市社会体育施設使用料金表

対象施設：佐久市総合体育館

会場 (全面)	時間等区分	料金区分						
		入場料を徴収しない 場合		入場料を徴収する場 合		営利又は営 業を目的に 使用	スポーツ 団体が使 用する場 合	スポーツ 団体以外 が使用す る場合
		アマチュ アスポー ツに使用	アマチュ アスポー ツ以外に 使用	アマチュ アスポー ツに使用	アマチュ アスポー ツ以外に 使用			
大体育室 (半面使用 の場合、施設 使用料は、半 額になりま す。)	午前9時から正午まで	2,510円	7,540円	7,540円	22,620円	50,280円		
	正午から午後3時まで	2,510円	7,540円	7,540円	22,620円	50,280円		
	午後3時から午後5時まで	1,670円	5,020円	5,020円	15,080円	33,520円		
	午後5時から午後7時まで	1,670円	5,020円	5,020円	15,080円	33,520円		
	午後7時から午後9時30分まで	2,090円	6,280円	6,280円	18,850円	41,900円		
	全日(午前9時から午後5時まで)	6,280円	18,850円	18,850円	56,570円	125,710円		
	電気料	1時間：全面1,040円、半面、520円(30分：全面520円、半面260円)						
小体育室	午前9時から正午まで	1,250円	3,770円	3,770円	11,310円	25,140円		
	正午から午後3時まで	1,250円	3,770円	3,770円	11,310円	25,140円		
	午後3時から午後5時まで	830円	2,510円	2,510円	7,540円	16,760円		
	午後5時から午後7時まで	830円	2,510円	2,510円	7,540円	16,760円		
	午後7時から午後9時30分まで	1,040円	3,140円	3,140円	9,420円	20,950円		
	全日(午前9時から午後5時まで)	3,140円	9,420円	9,420円	28,280円	62,850円		
	電気料	1時間：310円(30分：155円)						
トレーニング室	2時間(午前8時30分から午後9時30分までの間で)	1回 100円						
		回数(12回)券 1,000円						
会議室、選 手控室、ク ラブ室、幼 児体育室	午前9時から正午まで						520円	1,040円
	正午から午後5時まで						520円	1,040円
	午後5時から午後9時30分まで						780円	1,570円
	全日(午前9時から午後5時まで)						1,040円	2,080円
放送施設	1回につき	1,040円						
シャワー	1人1回につき	100円						

(備考) 1 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事務所を有する法人等以外のもの(以下「市外使用者」という。)の使用料の額は、臼田総合運動公園宿泊棟及び佐久総合運動公園マレットゴルフ場の使用料を除き、この表に定める使用料の額の3倍(市外使用者が市内の施設等に宿泊している場合にあっては、2倍)に相当する額とする。

2 「宿泊」とは、午後3時から翌日の午前10時までの使用をいう。

3 時間で定める使用料について、使用時間が1時間未満のときは、1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げて使用料の額を算出するものとする。

4 暖房を使用する場合には、教育委員会が定める実費相当額を徴収する。

5 体育館を午前9時以前に使用する場合の使用料は、1時間当たり(その使用時間が1時間に満たないときは1時間とする。以下同じ。)、当該体育館の午前の使用料の午前9時から午前10時まで使用した場合に相当する額とし、午後9時30分以降に使用する場合は、1時間当たり、当該体育館の夜間の使用料の午後8時30分から午後9時30分まで使用した額に相当する額とする。ただし、午前9時以前又は午後9時30分以降の使用は、大会等のために使用する場合に限るものとし、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。